

# 【重度心身障がい者医療費助成制度】



身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A1・A2 または IQ35 以下、  
精神障害者保健福祉手帳 1 級、身体障害者手帳 3・4 級で IQ50 以下  
の方の医療費を助成しています

病院（薬局）の窓口で支払った際の領収書を添えて、申請書を提出してください。

- 0 歳 ～ 18 歳までの方 ・ こども医療費が優先
- 65 歳 ～ 74 歳までの方 ・ 後期高齢者医療制度に加入している方は全額助成
- ・ 後期高齢者医療制度以外の保険に加入している方は 1 割助成

☆ **重度心身障がい者医療費助成制度登録申請書を提出していただいた、月の初日からの医療費が助成対象となります。**

☆ **助成対象となるのは、保険診療分のみです。**

（入院時の食事代・予防接種・差額ベッド代・薬の容器代・文書料等は対象外です。）

☆ **精神通院医療・更生医療・育成医療・養育医療・小児慢性（指定難病）・学校管理下のケガ等（災害共済）に該当する方は、そちらを優先して利用してください。**

（利用後、残った保険診療の自己負担分が本制度の助成対象です。）

☆ **申請は、診療を受けた翌月以降から可能となります。**

☆ **診療から 1 年以上経過したものについては、申請が出来ませんのでご注意ください。**

（例：令和 4 年 4 月の診療分は、令和 4 年 5 月から令和 5 年 4 月まで申請ができます。）

☆ **病院（薬局）ごと、月ごとに申請書がそれぞれ必要となります。**

（申請書はコピーしたものでも構いません。）

☆ **入院分と外来分は別々に申請書が必要です。**

☆ **領収書はのりづけしないでください。（ホチキスなど、はずせるもので添付してください。）**

☆ **高額療養費や保険組合からの給付金（附加給付金等）支給の対象になる可能性がある場合、「支給決定通知書」をお持ちいただかないと受付ができない為、振り込みが遅れることがあります。（支給決定通知書については、加入されている保険組合にご確認ください。）**

☆ **受給者が後期高齢者医療保険に加入中かつ、同世帯内に後期高齢者医療保険に加入している方がいる場合、振り込みが遅れることがあります。**

☆ **助成金は口座振り込みでお支払いします。基本的には毎月 10 日までに申請した分はその月末に、11 日以降に申請した分は翌月末に振り込みます。**

☆ **郵送で申請する場合、封筒に切手を貼り、連絡先を記入してください。**

☆ **保険証が変わった場合、受給資格者証の内容が変更となりますので、必ず変更届出をしてください。**

☆ **申請書は町のホームページからダウンロードできます。**

野木町役場 町民生活部  
住民課 給付・年金係  
☎0280-57-4141